

お客様各位

高山信用金庫

「犯罪収益移転防止法」の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

平素は、当金庫をご利用頂き誠にありがとうございます。

さて、平成25年4月1日より、改正「犯罪収益移転防止法」の施行に伴い、「運転免許証」などによる本人確認に加えて、(1)「お取引の目的」、(2)「ご職業」(個人)、「事業内容」(法人)、(3)「主要株主等の氏名・住所・生年月日」等の確認が必要になりますので、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

従来の確認事項	個人のお客様	法人のお客様
(平成25年3月31日まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名</li> <li>・住所</li> <li>・生年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名称</li> <li>・本店または主な事務所の所在地</li> </ul>
	<b>【確認方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、健康保険証などの公的書類による確認が必要となります。</li> </ul>	<b>【確認方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書、印鑑証明書などの公的書類による確認が必要となります。(※1)</li> </ul>

従来の確認事項に加えて、下記の確認が必要となります。

新しく追加される確認事項	個人のお客様	法人のお客様
(平成25年4月1日から)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引の目的</li> <li>・ご職業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お取引の目的</li> <li>・事業内容</li> <li>・主要株主等の氏名・住所・生年月日(※2)</li> </ul>
	<b>【確認方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫に申告していただくことで確認させていただきます。</li> </ul>	<b>【確認方法】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業内容については、登記事項証明書、定款などによる確認が必要となります。(※1)</li> <li>・それ以外の事項は当金庫に申告していただくことで確認させていただきます。</li> </ul>

※1：登記事項証明書、印鑑証明書は、発行日から6ヶ月以内のものがが必要です。定款は、確認日において有効なものが必要です。

※2：「主要株主等」とは、株式会社や有限会社などでは、25%を超える「議決権」を持つ方を指します。また、合名/合資会社、公益/一般社団法人、医療法人などでは、代表権のある方を指します。

＜お客様へのお願い＞

改正「犯罪収益移転防止法」が施行される平成25年4月1日以降、はじめて口座を開設される時やご融資を受ける時等は、既にお取引いただいているお客様においても、一度は今回追加される確認事項の確認が必要になりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、当金庫職員までご相談ください。

以上